

資料 6. 「野生生物と社会」学会 会則第 2 章第 7 条 改正案 新旧対照表

現行	改正案
<p>第 7 条 本会会員は、次の権利を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本会発行の学術定期刊行物の受領</li> <li>2. 本会発行の刊行物への投稿</li> <li>3. 本会主催の集会への出席と研究発表</li> <li>4. 総会への出席および本会の運営への参加</li> <li>5. 本会役員の選挙権と被選挙権。ただし、選挙権は正会員および青年会員に、また被選挙権は正会員に限られる。</li> </ol>	<p>第 7 条 本会会員は、次の権利を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本会発行の学術定期刊行物の受領</li> <li>2. 本会発行の刊行物への投稿。<u>ただし、団体会員の所属メンバーで筆頭著者として研究発表を行うことができるのは、各年度 3 名までとする。賛助会員については、筆頭著者として研究発表を行うことはできない。</u></li> <li>3. 本会主催の集会への出席と研究発表。<u>ただし、団体会員の所属メンバーで筆頭演者として研究発表を行うことができるのは、各年度 3 名までとする。賛助会員については、筆頭演者として研究発表を行うことはできない。</u></li> <li>4. 総会への出席および本会の運営への参加。<u>ただし議決権については、正会員および青年会員に限られる。</u></li> <li>5. 本会役員の選挙権と被選挙権。ただし、選挙権は正会員および青年会員に、また被選挙権は正会員に限られる。</li> <li>6. <u>その他賛助会員の権利については、別途理事会が賛助会員特典規約に定めるものとする。</u></li> </ol>